



島根県報

平成19年 9 月 7 日 (金)
第 1,912 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則を廃止する規則 (会 計 課) 2

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 (地 域 福 祉 課) 2

生活保護法の規定による介護機関の指定 (") 2

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 (") 3

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 (") 3

補助金等交付規則第 3 条の規定により島根県市町村新エネルギー関連プロジェクト支援事業補助金の交付の対象等を定める告示 (土 地 資 源 対 策 課) 3

農業振興地域整備変更計画書の変更 (農 業 経 営 課) 4

農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (") 4

保安林予定森林 (4 件) (森 林 整 備 課) 4

保安林の指定施業要件の変更 (") 6

中小企業等協同組合法及び中小企業等協同組合法施行規則の規定により行政庁が (経 営 支 援 課) 7

定める金額その他の事項

過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく基幹道路の整備の実施 (道 路 維 持 課) 7

過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく基幹道路の整備の完了 (") 7

公 告

公共測量の実施 (用 地 対 策 課) 7

選管告示

政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあった政治団体 8

政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった政治団体 8

政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった政治団体 9

政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出あった資金管理団体 9

正 誤

平成19年 5 月18日付け島根県報第1,880号中 (土 木 総 務 課) 10

公布された条例等のあらまし

県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則を廃止する規則 (規則第71号)

1 規則の概要

県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則は、廃止することとした。

2 施行期日

平成19年10月 1 日から施行することとした。

規 則

県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年9月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第71号

県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則を廃止する規則

県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則（昭和37年島根県規則第59号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にされた郵便振替の方法による払込みについては、この規則による廃止前の県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則の規定は、なおその効力を有する。

告 示

島根県告示第726号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年9月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
はまもと内科クリニック	雲南市大東町大東1012 - 5	平成19年7月1日

島根県告示第727号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年9月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		実施する事業	事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 亀の子	大田市長久町長久口267 - 6	通所介護	亀の子デイサービス	大田市長久町長久口267 - 6 遊亀館	平成19年8月2日
社会福祉法人 浜田福祉会	浜田市内村町365番地7	居宅介護支援	居宅介護支援 周布事業所	浜田市治和町八49番地2	平成19年7月1日
特定非営利活動法人 福祉アミーゴの会	松江市宍道町佐々布254番地10	通所介護	宍道デイサービスセンターだんだん	松江市宍道町佐々布254番地10	平成19年8月24日

特定非営利活動法人 福祉アミーゴの会	松江市宍道町佐々布 254番地10	介護予防通所 介護	宍道デイサービスセ ンターだんだん	松江市宍道町佐々布 254番地10	平成19年 8 月24日
-----------------------	----------------------	--------------	----------------------	----------------------	-----------------

島根県告示第728号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年 9 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
はまもと内科クリニック	雲南市大東町大東1012 - 5	平成19年 6 月30日
アキコメモリアルせお脳外科内科	出雲市渡橋町370 - 3	平成19年 7 月17日

島根県告示第729号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年 9 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
妹尾 裕孝	出雲市渡橋町370 - 3	居宅療養管理指導	アキコメモリアルせお脳外科内科	出雲市渡橋町370 - 3	平成19年 7 月17日
妹尾 裕孝	出雲市渡橋町370 - 3	訪問看護	アキコメモリアルせお脳外科内科	出雲市渡橋町370 - 3	平成19年 7 月17日
妹尾 裕孝	出雲市渡橋町370 - 3	訪問リハビリテーション	アキコメモリアルせお脳外科内科	出雲市渡橋町370 - 3	平成19年 7 月17日
妹尾 裕孝	出雲市渡橋町370 - 3	介護予防居宅療養管理指導	アキコメモリアルせお脳外科内科	出雲市渡橋町370 - 3	平成19年 7 月17日
妹尾 裕孝	出雲市渡橋町370 - 3	介護予防訪問看護	アキコメモリアルせお脳外科内科	出雲市渡橋町370 - 3	平成19年 7 月17日
妹尾 裕孝	出雲市渡橋町370 - 3	介護予防訪問リハビリテーション	アキコメモリアルせお脳外科内科	出雲市渡橋町370 - 3	平成19年 7 月17日

島根県告示第730号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県市町村新エネルギー関連プロジェクト支援事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成19年 9 月 7 日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 補助金等の名称
島根県市町村新エネルギー関連プロジェクト支援事業補助金
- 2 交付の目的
地域における新エネルギーの導入の促進及び新エネルギーについての県民の意識の向上を図ることを目的とする。
- 3 交付の対象となる事業又は事業の内容
新エネルギービジョン(新エネルギーの導入を促進するための計画をいう。)を策定している市町村(平成19年度に策定する市町村を含む。)において、市町村又は営利を目的としない民間団体等が、新エネルギー等の導入の促進を図るために実施する事業とする。
- 4 補助金等の額又はその交付の率
事業費の2分の1以内とする。ただし、1事業につき1,000千円を限度とする。
- 5 その他
事業の採択に当たっては、当該事業が新エネルギー等の普及及び啓発に貢献するものであるか、今後新エネルギー等の導入促進に効果が期待できるものであるかを勸案の上決定し、結果を補助事業申請者へ通知するものとする。

島根県告示第731号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により告示し、同条第2項及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年農林省令第45号)第5条の規定により、当該農業振興地域整備計画の写しを島根県農林水産部農業経営課及び東部農林振興センターにおいて縦覧に供する。

平成19年9月7日

島根県知事 溝口 善兵衛

出雲東部広域営農団地整備計画

島根県告示第732号

農業近代化資金の利子補給率(平成11年島根県告示第913号)の一部を次のように改正し、平成19年8月20日から適用する。

平成19年8月20日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則(昭和37年島根県規則第1号)第4条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年9月7日

島根県知事 溝口 善兵衛

表中「年0.45パーセント」を「年0.55パーセント」に改める。

島根県告示第733号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年9月7日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
浜田市弥栄町大坪211-1、211-2、212、678、678-1、678-2、678-3
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大坪211 - 1、211 - 2、212、678 - 3

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第734号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年 9 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市所原町字小田5149 - 1、5150、5151

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第735号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年 9 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市佐田町反邊字堀越308、310、2278、2279

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第736号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年9月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

八束郡東出雲町大字須田字畑ヶ尻1796 - 1、字川曲り1796 - 12、字大谷1796 - 40、字畑ヶ尻1796 - 47、1796 - 49

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び東出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第737号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年9月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

飯石郡飯南町小田842 - 1、頓原2658 - 1、2658 - 5、2658 - 7から2658 - 25まで、2658 - 31、2658 - 32、2663 - 1、2663 - 6、2664 - 1、2665 - 1、2666 - 2、2692 - 1、2693 - 1、2693 - 26から2693 - 30まで、2693 - 38、2944 - 1から2944 - 4まで、2945 - 1、2945 - 5、3005、3070 - 1から3070 - 3まで、3428 - 1、3428 - 10から3428 - 12まで、3428 - 17、3435 - 1、3435 - 13から3435 - 18まで、3455 - 1、3455 - 2

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第738号

知事の所管に属する中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。）に関する中小企業等協同組合法及び中小企業等協同組合法施行規則（平成19年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）の規定に基づき行政庁が定める金額その他の事項は、中小企業等協同組合法施行規程（平成19年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号）で定める金額その他の事項とする。

平成19年 9 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第739号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づき基幹道路の整備を次のように実施するので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定に基づき告示する。

平成19年 9 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類及び路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事開始の期日
邑南町道 戸河内線	邑智郡邑南町戸河内2509番 6 地先から同戸河内2492番 2 地先まで 邑智郡邑南町戸河内2492番 1 地先から同戸河内2491番 1 地先まで	付替・拡幅	平成19年 9 月 7 日

島根県告示第740号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づき基幹道路の整備を次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定に基づき告示する。

平成19年 9 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類及び路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事完了の期日
邑南町道 戸河内線	邑智郡邑南町阿須那2852番 1 地先から同戸河内2509番 6 地先まで	付替・拡幅	平成19年 3 月30日

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通大臣から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成19年 9 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（土地活用促進調査）

2 作業期間

平成19年10月1日から平成20年3月30日まで

3 作業地域

出雲市

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第101号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成19年9月7日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

1 政党

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党島根県江津市第二支部	藤間 恵一	藤間 恵太	江津市都野津町2277 - 13

2 その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
堀江清一後援会	西本 潔	堀江 太郎	益田市高津5 - 21 - 13
山根兼三郎後援会	山根 兼三郎	山根 浩子	江津市都野津町1835 - 2
河野利文後援会	杉原 幸江	石田 順造	益田市大谷町496 - 3
岡崎宇顕後援会	三浦 智	岡崎 昇	益田市中垣内町1116 - 7

島根県選挙管理委員会告示第102号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定に基づき異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成19年9月7日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

1 政党

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党島根県益田市第四支部	主たる事務所の所在地	益田市高津8 - 6 - 25	益田市高津8 - 6 - 5

2 その他の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
中島謙二後援会	主たる事務所の所在地	益田市高津8 - 6 - 25	益田市高津8 - 6 - 5

	会計責任者	草野 淳子	増野 力
山崎晃後援会	会計責任者	山崎 重子	荒木 秀樹
さわやか町づくりの会	代 表 者	澄川 文夫	大谷 初男
	会計責任者	若杉 康則	西田 利幸
益田政経文化研究会	主たる事務所の所在地	益田市高津 8 - 6 - 25	益田市高津 8 - 6 - 5
	会計責任者	草野 淳子	増野 力
岡田正隆後援会	代 表 者	堀野 郁雄	青木 久喜
	会計責任者	長嶺 スミエ	長嶺 鹿義
中島平一後援会	会計責任者	永田 美義	三浦 智
高野成俊後援会	会計責任者	高野 美穂	青木 政良

島根県選挙管理委員会告示第103号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第 1 項の規定に基づき解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第17条第 3 項の規定により告示する。

平成19年 9 月 7 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

名	称	解散年月日
塩田宏満後援会		平成19年 5 月31日
安野実後援会		平成19年 5 月31日
こいずみ義則後援会		平成19年 7 月13日
澄田信義を後援する出雲高校四期生会		平成19年 7 月19日
洲濱正憲後援会		平成19年 3 月31日
こばやし一彦後援会		平成19年 5 月31日

島根県選挙管理委員会告示第104号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 3 項の規定に基づき異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成19年 9 月 7 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異 動 内 容	
			新	旧
中島 謙二	益田政経文化研究会	主たる事務所の所在地	益田市高津 8 - 6 - 25	益田市高津 8 - 6 - 5
		会計責任者	草野 淳子	増野 力

正 誤

平成19年5月18日付け島根県報第1,880号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
6	上から8	同条第2号	から、同条第2号
		同条第1号及び第3号	から、同条第1号及び第3号

